



2020年(令和2年)1月6日から

求人者の公開方法が変わります

2020年(令和2年)1月6日から、ハローワークインターネットサービスがリニューアルし、求人票の公開方法が変更され、ハローワーク内の検索用端末でも、インターネット上でも、同じ求人情報が公開されるようになります。

求人情報や事業所名等の公開方法も変更となりますので、求人申込みの際には、以下の内容を確認のうえ、公開区分を設定していただきますようお願いいたします。

○ 現在の公開希望の設定

現在のインターネットでの公開希望範囲については、求人票の以下の欄をご確認ください。

紹介期限日 令和〇年〇月〇日

求人票(フルタイム)

公開希望	求人情報を提供	←「公開希望」権の表示内容をご確認ください。
公開区分		
識別欄		

【公開希望】

- 1 求人情報を提供
- 2 安定所求職申込済の者に限り提供
- 3 求人事業所の名称等を含まない求人情報を提供
- 4 提供しない

○ 2020年1月6日以降の公開範囲

※公開希望3、4を希望される場合は窓口でご相談ください。

1 「求人情報を提供」の場合

インターネットとハローワーク内の求人検索パソコンにおいて、会社名、会社所在地等を含めた求人情報が公開されます。公開希望を1とした場合、他の多くの求人サイトに求人情報が転載されます。

2 「安定所求職申込済の者に限り提供」の場合

インターネットとハローワーク内の求人検索パソコンにおいて、ハローワークに登録中の求職者に限り、会社名、会社所在地等を含めた求人情報が公開されます。

3 「求人事業所の名称等を含まない求人情報を提供」の場合

インターネットに加え、ハローワーク内の求人検索パソコンでも、会社名、会社所在地等は公開されません。このため、応募者数が少なくなる可能性がありますので、公開希望は2（または1）を選択していただくようお願いいたします。

4 「提供しない」の場合

インターネットとハローワーク内の求人検索パソコンともに、求人情報、求人票が公開されません。このため、公開希望は2（または1）を選択していただくようお願いいたします。

○ ご注意ください！

- ◆備考欄と特記事項欄が統合され、求人票上すべての情報が公開されるので、掲載内容について再度ご確認をお願いします。
- ◆これまでインターネット上に公開されなかった、採用担当部署名・担当者氏名・連絡先電話番号・メールアドレスも公開されます。担当者個人の氏名・携帯電話番号・メールアドレスが記載されている場合はご留意下さい。インターネット上で表示される情報の変更を希望される場合は、予め求人内容の変更をお願いいたします。
- ◆ハローワークインターネットサービスに掲載される求人情報については、一定のルール内(出所を明記する、情報を常に最新のものとする等)で転載を認めています。